

学 生 便 覧

令和 6(2024)年度

柴田学園大学

目 次

1. はじめに(建学の精神・3つのポリシー)	3
2. 学則	7
3. 科目等履修生規程	34
4. 高大接続科目等履修生取扱基準	35
5. 履修規程・履修内規	36
6. 学生通則	41
7. 体育館使用心得	45
8. 附属図書館規則	46

1. はじめに

① 建学の精神

「教育即生活」

1. 教育を生活の中に活かせ
2. 高い教養と正しい躰を身につけよ
3. 常に希望をいだき時代と共に歩め

本学園建学の精神は3カ条からなっている。すなわち、その1は「教育を生活の中に活かせ」は生活教育の真髄に徹する教育理念の表明であり、その2「高い教養と正しい躰を身につけよ」はその生活教育における訓育の具体的方法論であり、その3「常に希望をいだき時代と共に歩め」は社会人としての処世訓であるといえる。そして、これらこそ本学園の創設者柴田やす先生がその教育に捧げた生涯をつらぬいて身を以って示したところのものであり、わが学園の輝かしい伝統として常に変わらない精神的支柱なのである。

「教育を生活の中に活かせ」とは、正に我が国の新しい教育の根底となった方針であり、柴田先生の先見の明を示すものである。それは単に「覚える」だけでなく、「自ら考え」て問題を解こうとし努力する態度を意味し、ただ古いしきたりだけを重んじたり、いたずらに他の模倣に走ったりしない自主的な判断と実行を重んずることである。そのために柴田先生は家政学が諸科学の成果を十分に取り入れなければならないことを常々力説してやまなかった。

「高い教養と正しい躰を身につけよ」ということは、女性が全人格的に成長をすることを願っているのである。戦前のわが国の教育において大いに重視されたもので、戦後全く軽視されているのは「躰」の教育である。柴田先生は、女子教育の意義は知的で良識ある母性を養うことにあるとの見地から、いち早く女性が社会人としての教養を高め、正しい身だしなみと明るい品性を身につけることの必要を説いたものであった。

「常に希望をいだき時代と共に歩め」とは、まさしく苦難と闘いながら常に新しい道を開拓した柴田先生の精神そのものである。多様な価値観にあふれている現在に於いてこそ特に強調されるべき教訓でなければならない。

今日ほど、女性に自主独立と互助の精神が要請されている時はない。

本学においてこれらの精神を学習し体得することにより、社会の有為な人材として貢献することを強く希望する。

② 3つのポリシー

健康栄養学科の3つのポリシー

アドミッション・ポリシー(学生受入れ方針) 1) 教育目標 健康栄養学科は、栄養士養成45年の伝統と実績を基盤にして、全県的重要課題である健康寿命延伸を目標としている。青森県をはじめ近隣各地域において、生涯にわたる健康の増進・維持・回復等を担う管理栄養士、栄養教諭等として科学的知見に基づいた心身ともに健康な人材を育成する。 2) 求める人物像 上記の教育目標から、次のような資質を持った学生を求めている。 ①人間関係を大切に人。②「食と健康」の重要性を理解し、科学的思考を実践しようとする人。 ③本学で学んだ知識を活かし、地域の健康づくりにおいて指導的役割を果たせる人。 ④大学での学びを達成するために必要なコミュニケーション能力と協調性を有している人。 ⑤高等学校で培った基礎学力を健康栄養分野で向上させ、幅広い応用能力を発揮できる人。 3) 高等学校までに育んできた『学力の三要素』の評価の仕方 健康栄養学科の教育課程では、「食と健康」に関する論文、原著などを読解する能力が必須である。特に管理栄養士の資格取得を目的としているため、専門分野では、高等学校で学んだ基礎学力の中で、化学、生物および英語の学力を入学前に備えていることが望まれる。したがって、学校推薦型選抜や一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜では、「学力の三要素」を踏まえて以上の能力を評価する。	カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針) アドミッション・ポリシーに記載された教育目標を達成するために、健康栄養学科では以下のようなカリキュラム方針に基づいた教育を行う。 ①大学の学びの地盤となる教養科目を通じて、現代社会の課題を理解し、これらの問題の解決に必要な考察力や判断力を身につける。 ②健康・栄養に関わる理論と実践を学ぶために、幅広い基礎から学年進行に伴って深く応用的な課題を学べるように授業科目を配置している。さらに管理栄養士に必要な基礎的な知識と技術を修得し、健康維持・増進や疾病予防の治療などにおける栄養管理を実践できる能力を身につける。 ③病院などにおける臨地実習・校外実習などを通して、管理栄養士業務を体験学習し、専門家としての使命感と倫理観及び地域の健康課題を改善する意欲を身につける。 ④各免許・資格に必要な実習や事前事後指導、及び学内外での行事などを通じて、社会において必要とされるコミュニケーション能力と協調性を身につける。 ⑤「卒業研究」では、科学的思考力を養いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。 ⑥日常の学修指導(生活指導・履修指導)を通じて、自己管理能力を身につける。	ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針) 4年間の学びを通して所定の単位(124単位)を修得し、カリキュラム・ポリシーに定めた専門的知識と専門的技術、問題解決のための考察力・判断力、そして社会において活動するために不可欠なコミュニケーション能力と協調性、及び問題解決能力とプレゼンテーション能力等を身につけた学生には、卒業が認定され、学士の学位が授与される。
--	---	--

こども発達学科の3つのポリシー

アドミッション・ポリシー(学生受入れ方針) 1) 教育目標 こども発達学科は、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭など、子どもの成長に関わるエキスパートとして、専門的知識と技術だけではなく、子どもに関わる現代の様々な課題について深く考える能力、さらには社会において仲間と協力して活動するために必要となるコミュニケーション能力を備えると共に、教養を高め礼節と品性を身に付けた人材を育成する。 2) 求める人物像 上記の教育目標から、次のような資質を持った学生を求めている。 ①子ども一人ひとりを大切にする人。 ②自らの成長にも夢をもって努力する人。 ③子どもの発達や教育について学びたい人。 ④大学での学びを達成するために必要なコミュニケーション能力と協調性をもっている人。 ⑤高等学校の主な教科の基礎学力をそなえ、また、スポーツや文化、芸術面などの素養がある人。 3) 高等学校までに育んできた『学力の三要素』の評価の仕方 こども発達学科の教育課程では、さまざまな課題に対して思考し、判断し、表現する力が求められ、また主体的に協働して学ぶ態度も要求される。特に、教育・保育に関する専門書の読解力、および自分の考えをまとめる文章力が必要とされる。そのため、高等学校段階での国語および英語の基礎学力を入学前に備えていることが望まれる。 ・一般選抜では、国語と英語の筆記試験および個別面接試験を実施する。 ・大学入学共通テスト利用選抜では、「知識・技能」を重視し、個別面接試験を実施する。 ・総合型選抜では、エントリーシートと活動報告書、プレゼンテーション、および個別面接試験によって、学力の三要素を総合的に評価する。 ・学校推薦型選抜では、読解力・文章力・表現力等を小論文試験で評価し、個別面接試験を実施する。 すべての個別面接試験では、特に「思考力・判断力・表現力」および「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する。
カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針) アドミッションポリシーに記載された教育目標を達成するために、こども発達学科では以下のようなカリキュラム方針に基づいた教育を行う。 ①教養科目や専門科目を通じて、現代社会のさまざまな課題を理解し、これらの問題の解決のために必要な考察力や判断力を身につける。 ②幅広い基礎（子どもに関する原理、心理学、表現技法など）から、学年進行に伴って深く応用的な課題（子どもに関する知識・技能、各教科の教育法や指導法など）を学べるように授業科目を配置し、教育・保育に必要な専門的知識と専門的技術を身につける。 ③免許・資格に必要な実習や学内での学修を通じて、子どもにかかわるプロとしての自覚と責任感、倫理観、使命感を育成し、社会に必要とされるコミュニケーション能力と協調性および自己管理能力を身につける。 ④「卒業研究」では、論理的思考力を養いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。 ⑤日常の学修指導（生活指導・履修指導）を通じて、自己管理能力を身につける。
ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針) 4年間の学びを通して所定の単位（124単位）を修得し、カリキュラム・ポリシーに定めた専門的知識と専門的技術、問題解決のための考察力・判断力、そして社会において活動するために欠かせないコミュニケーション能力と協調性、および問題解決能力とプレゼンテーション能力を身につけた学生には、卒業が認定され、学士の学位が授与される。

フードマネジメント学科の3つのポリシー

アドミッション・ポリシー(学生受入れ方針)

1) 教育目標

フードマネジメント学科は、食の持続的発展の実現に向けて、バイオテクノロジーや食の科学を基礎に、食の開発から、食の安全性・機能性、さらには食の教育や食の流通・サービスまでの総合的な知識と技術の修得を目標とし、食に関わる社会問題に興味を持ち、地域の活性化を図るとともに、それら諸問題の解決に積極的・意欲的に取り組み、修得した総合的な知識・技術等を社会に貢献できるよう、その専門性をもって指導的役割を果たすことができる人材を育成する。

2) 求める人物像

上記の教育目標から、次のような資質を持った学生を求めている。

- ①食の持続的発展の実現に関心を持っている人。
- ②本学で学ぶ食に関する知識を活かし、地域社会に貢献する意欲のある人。
- ③本学での学びを達成するために、必要なコミュニケーション能力と協調性を有している人。
- ④常に自ら積極的に学ぼうとする強い意欲がある人。
- ⑤サークル活動やボランティア活動などに積極的に参加し、他者と協調できる社会性を備えた人。

3) 高等学校までに育んできた『学力の三要素』の評価の仕方

食に関する専門書を読解するための能力、また、学んだ内容について自分の考えをまとめる論作文能力が求められる。そのため、高等学校段階での国語及び英語の基礎学力を入学前に備えていることが望まれ、学校推薦型選抜、一般選抜、大学共通テスト利用選抜、または総合型選抜を実施し、これらの能力と併せて、学力の三要素を評価する。

カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)

アドミッションポリシーに記載された教育目標を達成するために、フードマネジメント学科では以下のようなカリキュラム方針に基づいた教育を行う。

- ①大学の学びの地盤となる教養科目を通じて、現代社会の課題を理解し、特に食を通じた社会問題の解決に必要な考察力や判断力を身につける。
- ②専門科目は、学年進行に伴って深く応用的な課題を学べるように授業科目を配置し、食生活・環境、食物・栄養学、食品流通・サービス、情報デザインなどに必要な専門的知識と専門的技術を身につける。
- ③各資格等に必要の実習や事前事後指導、及び学内外での行事等を通じて、社会において必要とされるコミュニケーション能力と協調性を身につける。
- ④「卒業研究」では、論理的思考力を養い、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。
- ⑤日常の学修指導（生活指導・履修指導）を通じて、自己管理能力を身につける。

ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)

4年間の学びを通して所定の単位（124単位）を修得し、カリキュラム・ポリシーに定めた専門的知識と専門的技術、問題解決のための考察力・判断力、そして社会において活動するために欠かせないコミュニケーション能力と協調性、および問題解決能力とプレゼンテーション能力を身につけた学生には、卒業が認定され、学士の学位が授与される。

柴田学園大学学則

第1章 総 則

- 第 1 条 本学は、家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的人材を育成することを目的とする。
- 2 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。
- 3 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。
- 第 2 条 本学は、柴田学園大学と称する。
- 第 3 条 本学の位置を、青森県弘前市大字清原1丁目1番地16におく。

第2章 学部学科の組織

- 第 4 条 本学に生活創生学部をおく。
- 2 生活創生学部は、健康栄養学科、こども発達学科、フードマネジメント学科をもって構成する。
- 3 健康栄養学科は、人間の生涯にわたる健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を中心課題として、家族・家庭、福祉、衣食住等に関わる事項を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭、家庭科教員をはじめ、社会各般の分野で貢献できる人材を育成する。
- 4 こども発達学科は、子どもの豊かな発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で貢献できる人材を育成する。
- 5 フードマネジメント学科は、食のSDGsの実現に向けて、バイオテクノロジーや食の科学を基礎に、食の開発から食の安全性・機能性、さらには食の教育や食の流通・サービスまでの総合的な知識と技術の修得を目標とし、食に関わる社会問題に興味を持ち、地域の活性化を図るとともに、それら諸問題の解決に積極的・意欲的に取り組み、修得した総合的な知識・技術等を社会に貢献できるよう、その専門性をもって指導的役割を果たすことができる人材を育成する。

第3章 修業年限および収容定員

- 第 5 条 本学の修業年限は4年とする。
- 第 6 条 本学の収容定員は次のとおりとする。
- | | | | | | |
|--------|-------------|------|-----|------|------|
| 生活創生学部 | 健康栄養学科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
| | こども発達学科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
| | フードマネジメント学科 | 入学定員 | 20名 | 収容定員 | 80名 |

第4章 学年、学期および休業日

- 第 7 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
学年を原則として次の2期に分ける。
- 前期 4月1日より9月30日まで
- 後期 10月1日より翌年3月31日まで
- 第 8 条 休業日は原則として次のとおりとする。ただし、休業日でも必要がある場合は授業その他を行うことがある。
- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 創立記念日 5月14日
 - (3) 春季休業
 - (4) 夏季休業

- (5) 冬季休業
春季・夏季・冬季休業の期間は当該年次の学事予定に定める。

第5章 教育課程および履修方法等

- 第9条 本学において開設する授業科目およびその必修、選択並びに年次別単位数は別表のとおりとする。
- 第10条 本学が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、他の大学や短期大学等の教育施設において行った学修を、本学における授業科目の履修とみなして、単位を認定することができる。
- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位を、本学に入学した後の授業科目履修の単位とみなして、前項とあわせて60単位まで認定することができる。
- 第11条 学生は次の区分によって授業科目を履修し、合計124単位以上を修得しなければならない。
- (1) 教養科目については、人文・社会、自然および基礎技術の3分野にわたり20単位以上。
- (2) 外国語科目については、英語4単位を含む6単位。
- (3) 保健体育については、2単位。
- (4) 専門教育科目については、必修科目を含めて計96単位以上。
- 2 学生は教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得した場合は、次の種類につき教育職員免許状を取得できる。

学 科 名	取得できる免許状の種類	免 許 教 科
健康栄養学科	栄養教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭 家庭
こども発達学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	

- 3 学生は栄養士法および管理栄養士学校指定規則に定める単位を修得した場合は、栄養士法に定める管理栄養士国家試験の受験資格を取得することができる。
- 4 前項の履修については、柴田学園大学管理栄養士養成課程履修規程に定めるところによる。
- 5 学生は栄養士法および同法施行規則に定める単位を修得した場合は、栄養士法に定める栄養士の免許証を取得することができる。
- 6 前項の履修については、柴田学園大学栄養士養成課程履修規程に定めるところによる。
- 7 学生は食品衛生法施行規則に定める科目を修得した場合は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得することができる。
- 8 前項の履修については、柴田学園大学食品衛生管理者及び食品衛生監視員履修規程に定めるところによる。
- 9 学生は児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法について定めた厚生労働省告示に基づき、所定の修業教科目及び単位を修得した場合は、児童福祉法に定める保育士の資格を取得できる。
- 10 前項の履修については、柴田学園大学保育士養成課程履修規程に定めるところによる。
- 11 学生は特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会の養成カリキュラムに基づき、所定の修業教科目及び単位を修得した場合は、フードコーディネーター3級の資格を取得することができる。
- 12 学生は公益社団法人日本フードスペシャリスト協会の規程に基づき、所定の修業教科目及び単位を修得した場合は、フードスペシャリスト資格認定試験の受験資格を取得することができる。
- 13 学生は食品科学教育協議会の運営細則に基づき、所定の修業教科目及び単位を修得した場合は、フードサイエンティスト（食品科学技術認定証）の資格を取得することができる。
- 14 学生は一般社団法人食農共創プロデューサーズ（FACP）が実施する育成プログラムに基づき、所定の修業教科目及び単位を修得した場合は、食の6次産業化プロデューサー（食プロ）のレベル2の判定を受け、合格することで、認定を得ることができる。
- 15 前項11から14の履修については、別に定める。
- 第12条 履修科目の評価については次のとおり定める。
- (1) 履修科目の評価はその科目の担当教員が学習態度と試験、論文、提出物等によって行う。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績により評価することがある。
- (2) 履修科目の評価は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。合格者にはその科目所

定の単位を与える。

- (3) 授業時数の3分の2以上出席したものでなければ履修科目の評価をうけることができない。
 - (4) 授業料その他の納付金の未納者は履修科目の評価をうけることができない。
 - (5) 病気その他やむを得ない事情により所定の試験をうけることができなかった者、または所定の試験で不合格になった者に対しては、教授会の議を経てそれぞれ追試験または再試験をおこなうことがある。
- 2 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第6章 卒業の認定および学士の学位

- 第13条 本学に4年以上在学し、第11条第1項に規定する124単位以上の単位を取得した者に卒業を認定する。
- 2 卒業の認定については、学長は教授会の議を経てこれを行い、卒業を認定した者に対して次に定める学位を授与する。
- | | |
|-------------|----------------|
| 健康栄養学科 | 学士（健康栄養学） |
| こども発達学科 | 学士（こども発達学） |
| フードマネジメント学科 | 学士（フードマネジメント学） |
- 3 教授会の議を経て翌年度の9月末まで卒業の認定を延期することがある。

第7章 入学、編入学、転入学、休学、退学、復学、転学および除籍

- 第14条 本学に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (8) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学が大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (9) 本学が実施する個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- 第15条 入学を志望する者に対しては入学試験を行う。

入学試験については別に定める。

- 第 16 条 本学を中途退学した者が再入学を志願するときは、前条の規定にかかわらず選考の上、再入学を許可することがある。
- 第 17 条 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、国立養護教諭養成所等の卒業生で、本学に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。
- 2 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。
- 3 前2項によって、編入学または転入学を許可された者の既修単位の取り扱いおよび在学期間の通算については、教授会の認定による。
- 4 編入学または転入学については、定員に欠員が生じた場合のみとする。
- 第 18 条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。但し、再入学および編入学の場合はこの限りでない。
- 2 入学を許可された者は所定の期日までに連帯保証人連署の誓約書および戸籍抄本を添え、本学所定の入学手続きをしなければならない。
- 第 19 条 連帯保証人はその学生の在学中、本人にかかる一切につき連帯の責任を負わなければならない。
- 第 20 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により満3ヶ月以上欠席しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、学長に願い出て許可を得て休学することができる。
- 2 休学期間は、1年以内とする。但し、特別な事情がある場合は、連帯保証人連署のうえ、学長に願い出て許可を得て、引き続き休学することができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を越えることができない。
- 第 21 条 休学期間は在学年数に通算しない。
- 第 22 条 退学または復学を希望する者は、連帯保証人連署の上願い出て許可をうけなければならない。
- 第 23 条 転学科を希望する者は、2年次修了までに転学科願いを提出することができる。ただし、教養科目、外国語科目および保健体育科目について第11条に規定する単位の全部または大部分を修得したものに限る。
- 2 転学科を願い出た者に対しては、教授会の議を経て許可をすることがある。
- 3 転学科については、定員に欠員が生じた場合のみとする。
- 第 24 条 他の大学に転学を志望する者があるときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することがある。
- 第 25 条 正当な理由によらないで授業料その他の納付金を滞納した者は、除籍されることがある。
- 第 26 条 本学の学生は事情の如何を問わず8年以上在学することはできない。

第8章 入学検定料、入学金、授業料およびその他の納付金

- 第 27 条 入学を志望する者は、入学検定料として金 30,000 円を入学願書に添えて納入するものとする。ただし、大学入学共通テスト利用選抜試験のみを利用する場合は、金 15,000 円とする。
- 第 28 条 入学試験に合格し、入学しようとする者は入学金として金 200,000 円を所定の期日までに納入しなければならない。
- 第 29 条 授業料は年額 700,000 円とし、これを前後期の2期に分けて所定の期日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、月納を認める。
- 第 30 条 教育充実費は年額 300,000 円、健康栄養学科およびフードマネジメント学科は実験実習費を年額 100,000 円納入するものとし、授業料納付の際に納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、月納を認める。
- 第 31 条 休学の場合は在籍料を所定の期日までに納入しなければならない。
在籍料は半期 3 万円、年間 6 万円とする。
- 第 32 条 すでに納めた入学検定料、授業料およびその他の納付金は、別に定める場合を除き返還しない。
- 第 33 条 在学中において授業料およびその他の納付金に変更があったときは、新たに定められた金額にもとづいて納入しなければならない。

第9章 教 員 組 織

- 第 34 条 本学には、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手および事務職員をおき、定員は別に定める。
- 第 35 条 学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手および事務職員の職務は次のとおり定める。
- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- (2) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (5) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 助手は、所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (7) 副手は、助手に準ずる職務に従事する。
- (8) 事務職員は、学長の命を承けて事務に従事する。

第10章 教 授 会

- 第 36 条 本学に重要な事項を審議するため教授会をおく。
- 2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
但し、必要に応じてその他の職員を加えることができる。
- 第 37 条 教授会は学長がこれを召集し、その議長となる。
- 第 38 条 教授会の成立は、定員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 第 39 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績書の審査等に関する事項
 - (6) その他学長が必要と認める事項及び学長から諮問のあった事項

第11章 教授等の資格および任免、名誉教授

- 第 40 条 本学の教授、准教授の資格、任免、待遇については、別に定めるところによる。ただし、教授、准教授等本学職員の任免は、学校法人理事長がこれに当たる。
- 第 41 条 本学の教授であつた者に対し、別に定める規定により、名誉教授の称号が授与されることがある。

第12章 図書館その他の附属施設

- 第 42 条 本学に附属図書館を設け、本学教職員および学生の研究に資する。図書館規定は別に定める。
- 第 43 条 削除（平成22年4月1日）

第13章 科目等履修生、委託生、外国人学生

- 第 44 条 本学の開設する授業科目の一部を履修する者を科目等履修生とし、教授会の議を経て入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に対する単位の認定については第12条の規定を準用する。
- 第 45 条 公共機関から大学において学修することを委託された者を委託生とし、教授会の議を経て入学を許可することがある。
- 第 46 条 外国人の入学志願者は当該外国公館の証明を有し、学修に堪える見込のある者は教授会の議を経て外国人学生として入学を許可することがある。
- 第 47 条 科目等履修生、委託生、外国人学生は定員外とし、正規課程の学生の学習に妨げにならない限り、入学を許可する。
- 第 48 条 科目等履修生については、本章に規定するものの外、別に定めるところによる。委託生、外国人学生については本章に規定するものの外、第6章を除き本学学生に関する諸規定を準用する。
- 第 49 条 科目等履修生、委託生、外国人学生は正規の課程の学生と同じく学則を守らなければならない。

第14章 公開講座、講習会

- 第50条 生活創生に関する学術技芸の普及と成人教育の充実および現職教育のため、本学に公開講座、講習会その他の機関を設けることができる。
公開講座、講習会等に関する細則は別に定める。

第15章 寮および厚生保健施設

- 第51条 本学は学生のため寮を設ける。
第52条 寮則・寮細則は別に定める。
第53条 本学学生の生活の福利と修学目的達成を図るため、厚生施設を設ける。
第54条 厚生施設に関する規定は別に定める。
第55条 本学学生の健康増進のため運動場、体育館、学生相談室、保健室等の施設をなし、学校医、保健主任等を置く。

第16章 褒賞、奨学、懲戒規程

- 第56条 本学の学生にして性行善良、身体強健、学術優秀で他の模範となる者は、教授会の議を経て学長これを褒賞する。
第57条 学資支弁困難にして性行善良、身体強健、学術優秀なる学生は、柴田学園奨学規程の適用を受けることができる。
第58条 本学の教育精神に反し、学生の本分を怠り、成業の見込のない者に対しては、教授会の議を経て学長これを懲戒する。
懲戒は訓告、停学および退学とする。
2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
(3) 正当の理由がなくて出席常でない者
(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。(児童学科設置)

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

家政学部児童学科 入学定員 80人 総定員 320人

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次のとおりとする。

平成3年度から平成7年度までは入学定員 120人 総定員 480人

平成8年度から平成11年度までは入学定員 100人 総定員 400人

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次のとおりとする。

平成8年度から平成11年度までは入学定員 120人 収容定員 480人

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次の通りとする。

平成12年度は	入学定員	114人	収容定員	474人
平成13年度は	入学定員	108人	収容定員	462人
平成14年度は	入学定員	102人	収容定員	444人
平成15年度は	入学定員	96人	収容定員	420人
平成16年度は	入学定員	90人	収容定員	396人

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年12月9日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 3年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 4年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 5年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 6年 4月1日から施行する。

〔別表〕柴田学園大学教育課程表

学部及び 学 科 名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	教養科目	10	10					卒業に必要な最低修得単位数
	【人文・社会分野】							
	倫理学		2	2				
	国文学		2			2		
	○日本国憲法		2	2				○印は教職課程必修
	法学		2	2				
	経済学		2	2				
	歴史学		2			2		
	社会学		2	2				
	心理学		2	2				
	地域活性化論A		2	2				
	地域活性化論B		2	2				
	学園と地域を知る	2		2				
	【自然分野】							
	有機化学	2		2				
	化学	2		2				
	物理学		2	2				
	生命科学		2	2				
	数理科学		2	2				
	統計学		2	2				
	自然科学概論		2		2			
	【基礎技術分野】							
	論作文技術Ⅰ	1						
	論作文技術Ⅱ	1						
	○情報機器の操作Ⅰ	1		1				
	○情報機器の操作Ⅱ	1		1				
	プレゼンテーション論		2		2			
	外国語科目	4	2					卒業に必要な最低修得単位数(英語4単位を含む6単位)
	英語AⅠ	1		1				
	英語AⅡ	1		1				
	○英語BⅠ	1		1				外国語コミュニケーション
	○英語BⅡ	1		1				外国語コミュニケーション
	時事英語Ⅰ		1		1			
	時事英語Ⅱ		1		1			
	ドイツ語Ⅰ		1		1			
	ドイツ語Ⅱ		1		1			
	フランス語Ⅰ		1		1			
	フランス語Ⅱ		1		1			
	保健体育科目	2						卒業に必要な最低修得単位数
	○体育Ⅰ	1		1				
	○体育Ⅱ	1		1				

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	専門教育科目	62	38					卒業に必要な最低修得単位数
	卒業研究	8					8	
	地域健康支援論		2	2				管理栄養士課程必修科目
	社会福祉論	2		2				
	健康衛生学	2		2				
	地域健康支援実習		1		1			管理栄養士課程必修科目
	健康科学実習		1		1			管理栄養士課程必修科目
	解剖生理学	2			2			
	病態別生理学		2		2			管理栄養士課程必修科目
	生化学	2		2				
	栄養生化学	2		2				
	栄養生理学	2			2			
	基礎免疫学		2		2			管理栄養士課程必修科目
	微生物学	2				2		
	解剖生理学実験	1				1		
	生化学実験	1			1			
	栄養生化学実験		1		1			管理栄養士課程必修科目
	栄養生理学実験		1		1			管理栄養士課程必修科目
	食品学	2			2			
	食品健康科学	2		2				
	食品科学	2				2		
	調理学	2		2				
	食品科学実験	1				1		
	食品学実験	1			1			
	基礎調理学実習	1		1				
	調理学実習	1			1			
	基礎栄養学	2		2				
	基礎栄養学実験	1			1			
	応用栄養学	2		2				
	世代別栄養学	2			2			
	スポーツ・運動栄養学		2			2		管理栄養士課程必修科目
	応用栄養学実習	1			1			
	栄養教育論	2			2			
	食行動論		2			2		管理栄養士課程必修科目
	健康教育論	2		2				
	栄養教育論実習	1				1		
	臨床栄養学	2			2			
	実践介護食事論		2			2		管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養管理学		2			2		管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養生化学		2			2		管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養学実習	1				1		
	臨床科学実験		1			1		管理栄養士課程必修科目
	臨床福祉栄養学実習	1				1		
	公衆栄養学	2			2			
	地域健康栄養学		2			2		管理栄養士課程必修科目
	公衆栄養学実習	1				1		
	給食経営管理論	2			2			

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	給食経営実践論	2			2			
	給食経営管理実習	1				1		
	栄養管理総合演習		1			1		管理栄養士課程必修科目
	臨地実習総合演習		1				1	管理栄養士課程必修科目
	給食経営管理臨地実習	1					1	
	公衆栄養学臨地実習		1				1	管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養学臨地実習Ⅰ		1				1	管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養学臨地実習Ⅱ		1				1	管理栄養士課程必修科目
	家政学原論		2	2				
	家庭管理学		2			2		
	☐ トレーニング科学		2	2				☐ 印から6単位以上選択
	☐ 食の心理学		2	2				
	☐ おいしさの科学		2	2				
	☐ 食品機能学		2	2				
	☐ 健康情報学		2		2			
	☐ 健康・食生活論		2		2			
	学校栄養教育論		2			2		
	☐ 家庭経営学Ⅰ		2		2			
	☐ 家庭経営学Ⅱ		2		2			
	☐ 被服学		2	2				
	☐ 被服立体構成実習		1		1			洋裁
	被服平面構成実習		1		1			
	被服材料学		2		2			
	被服学実験		1		1			
	アパレルCAD実習		1	1				
	☐ 住居学		2	2				製図を含む
	☐ 保育学Ⅰ		2		2			
	保育学Ⅱ		2			2		
	栄養士基礎演習			1				
	教職に関する科目							卒業単位に算入されない
	家庭科教育法Ⅰ		2		2			
	家庭科教育法Ⅱ		2		2			
	家庭科教育法Ⅲ		2			2		
	家庭科教育法Ⅳ		2			2		
	教育原理		2		2			
	教職の理解		2	2				
	教育行政		2			2		
	教育心理学		2		2			
	特別支援教育論		2			2		
	教育課程論		2		2			
	道徳教育の指導法		2		2			
	総合的な学習の時間の指導法		2			2		
	特別活動の指導法		2			2		
	教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む。)		2		2			

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	生徒・進路指導		2			2		高等学校教職課程履修者は選択必修
	教育相談		2			2		
	事前事後指導		1			1		
	教育実習Ⅰ		4				4	
	教育実習Ⅱ		2				2	
	教職実践演習		2				2	
	栄養教育実習(事前事後指導を含む。)		2				2	
	教職実践演習(栄養教諭)		2				2	

学部及び 学 科 名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	教養科目	6	14					卒業に必要な最低修得単位数
	【人文・社会分野】							
	倫 理 学		2	2				
	国 文 学		2	2				
	○ 日本国憲法		2	2				○印は教職課程必修
	法 学		2	2				
	経 済 学		2	2				
	歴 史 学		2	2				
	社 会 学		2	2				
	心 理 学		2	2				
	地域活性化論A		2	2				
	地域活性化論B		2	2				
	学園と地域を知る	2		2				
	【自然分野】							
	有機化学		2	2				
	化 学		2	2				
	物 理 学		2	2				
	生命科学		2	2				
	数理科学		2	2				
	統 計 学		2	2				
	自然科学概論		2		2			
	【基礎技術分野】							
	論作文技術Ⅰ	1		1				
	論作文技術Ⅱ	1		1				
	○情報機器の操作Ⅰ	1		1				
	○情報機器の操作Ⅱ	1		1				
	プレゼンテーション論		2		2			
	外国語科目	4	2					卒業に必要な最低修得単位数(英語4単位を含む6単位)
	英 語AⅠ	1		1				
	英 語AⅡ	1		1				
	○英 語BⅠ	1		1				外国語コミュニケーション
	○英 語BⅡ	1		1				外国語コミュニケーション
	時事英語Ⅰ		1		1			
	時事英語Ⅱ		1		1			
	ドイツ語Ⅰ		1		1			
	ドイツ語Ⅱ		1		1			
	フランス語Ⅰ		1		1			
	フランス語Ⅱ		1		1			
	保健体育科目	2						卒業に必要な最低修得単位数
	○体 育Ⅰ	1		1				
	○体 育Ⅱ	1		1				
	専門教育科目	24	72					卒業に必要な最低修得単位
	専門に関する科目							
	家政学原論	2		2				
	教育原理	2		2				
	教育心理学	2		2				
	教育課程論	2			2			
	保育原理	2		2				
	保育の心理学	2		2				
	ピアノ基礎Ⅰ	1		1				
	ピアノ基礎Ⅱ	1		1				
	声楽Ⅰ	1			1			
	声楽Ⅱ	1			1			
	被服の基礎実習	1		1				
	調理の基礎実習	1		1				
	基礎ゼミⅠ	1		1				
	基礎ゼミⅡ	1		1				

学部及び 学 科 名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	卒業研究Ⅰ	1				1		家庭管理学、被服学、食物学から2単位以上選択
	卒業研究Ⅱ	1				1		
	卒業研究Ⅲ	1					1	
	卒業研究Ⅳ	1					1	
	家庭管理学		2	2				
	被服学		2	2				
	食物学		2	2				
	ICTの基礎		1		1			
	ICT活用法		1		1			
	児童文学		2	2				
	児童文化論		2			2		
	教育社会学		2				2	
	教育法規論		2				2	
	教育史		2				2	
	児童心理学研究法		2			2		
	人権教育論		2				2	
	教育方法演習A		2				2	
	教育方法演習B		2				2	
	教育方法演習C		2				2	
	教育方法演習D		2				2	
	教科に関する科目							
	国 語							
	国 語Ⅰ			1		1		
	国 語Ⅱ			1		1		
	社 会							
	社 会			1		1		
	算 数							
	算 数			1			1	
	理 科							
	理 科			1			1	
	生 活							
	生 活			1	1			
	音 楽							
	音 楽Ⅰ			1	1			
	音 楽Ⅱ			1	1			
	図画工作							
	図画工作A			1		1		
	図画工作B			1		1		
	家 庭							
	家 庭			1		1		
体 育								
小学体育A			1		1			
小学体育B			1		1			
外 国 語								
小学英語			1			1		
各教科の指導法に関する科目								
国語科教育法			2			2		
社会科教育法			2			2		
算数科教育法			2			2		
理科教育法			2			2		
生活科教育法			2			2		
音楽科教育法			2			2		
図画工作科教育法			2			2		
家庭科教育法Ⅰ			2			2		
体育科教育法			2			2		
外国語(英語)教育法			2			2		

学部及び 学 科 名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別		単 位 数		備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	領域に関する科目							
	子どもの健康と安全		1		1			
	子どもの保健		2		2			
	子どもの人間関係		1	1				
	子どもの環境		1		1			
	子どもの言葉		1		1			
	子どもの表現		1		1			
	ピアノ表現Ⅰ		1		1			
	ピアノ表現Ⅱ		1		1			
	造形表現A		1		1			
	造形表現B		1		1			
	子どもの運動あそびⅠ		1		1			
	子どもの運動あそびⅡ		1		1			
	子どもの食と栄養		2			2		
	子育て支援		1			1		
	保育内容の指導法に関する科目							
	保育内容総論		2		2			
	健康の指導法		2			2		
	人間関係の指導法		2		2			
	環境の指導法		2			2		
	言葉の指導法		2		2			
	表現の指導法AⅠ		1			1		
	表現の指導法AⅡ		1			1		
	表現の指導法BⅠ		1			1		
	表現の指導法BⅡ		1			1		
	教育の基礎的理解・実践等に関する科目							
	教職の理解		2	2				
	教育行政		2			2		
	特別支援教育論		2			2		
	道德教育の指導法		2		2			
	総合的な学習の時間の指導法		2			2		
	特別活動の指導法		2			2		
	教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む。)		2		2			
	生徒・進路指導		2			2		
	子どもの理解と援助		2			2		
	教育相談		2			2		
	事前事後指導		1				1	
	教育実習Ⅰ		4				4	
	教職実践演習		2				2	
	学校教育体験実習Ⅰ(小)		1				1	
	学校教育体験実習Ⅱ(小)		1				1	
	事前事後指導(幼)		1			1		
	教育実習(幼)		4			4		
	保育士に関する科目							
	子ども家庭福祉Ⅰ		2				2	
	子ども家庭福祉Ⅱ		2				2	
	社会福祉		2			2		
	保育者論		2	2				
	子ども家庭支援の心理学		2		2			
	保育の計画と評価		2		2			
	子ども家庭支援論		2				2	
	乳児保育Ⅰ		2	2				
	乳児保育Ⅱ		1		1			
	障害児保育		2		2			
	社会的養護Ⅰ		2		2			
	社会的養護Ⅱ				1			

学部及び 学 科 名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	保育実習指導Ⅰ		2		2			保育所実習 児童福祉施設等実習 保育所実習
	保育実習ⅠA		2		2			
	保育実習ⅠB		2		2			
	保育実習指導Ⅱ		1			1		
	保育実習Ⅱ		2			2		
	保育実践演習		2				2	

〔別表〕柴田学園大学教育課程表

学部及び 学 科 名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 フードマネジ メント学科	教養科目	4	16					卒業に必要な最低修得単位数
	【人文・社会分野】							
	倫 理 学		2	2				
	国 文 学		2	2				
	日本国憲法		2	2				
	法 学		2	2				
	経 済 学	2		2				
	歴 史 学		2	2				
	社 会 学		2	2				
	心 理 学		2	2				
	地域活性化論A		2	2				
	地域活性化論B		2	2				
	学園と地域を知る	2		2				
	【自然分野】							
	有機化学		2	2				
	化 学		2	2				
	物 理 学		2	2				
	生命科学		2	2				
	数理科学		2	2				
	統 計 学		2	2				
	自然科学概論		2		2			
	【基礎技術分野】							
	論作文技術Ⅰ		1	1				
	論作文技術Ⅱ		1	1				
	情報機器の操作Ⅰ		1	1				
	情報機器の操作Ⅱ		1	1				
	プレゼンテーション論		2		2			
	外国語科目	4	2					卒業に必要な最低修得単位数(英語4単位を含む6単位)
	英 語AⅠ	1		1				
	英 語AⅡ	1		1				
	英 語BⅠ	1		1				外国語コミュニケーション
	英 語BⅡ	1		1				外国語コミュニケーション
	時事英語Ⅰ		1		1			
	時事英語Ⅱ		1		1			
	ドイツ語Ⅰ		1		1			
	ドイツ語Ⅱ		1		1			
	フランス語Ⅰ		1		1			
	フランス語Ⅱ		1		1			
	保健体育科目	2						卒業に必要な最低修得単位数
	体 育Ⅰ	1		1				
	体 育Ⅱ	1		1				
	専門教育科目	51	45					卒業に必要な最低修得単位
	【食生活・環境系】							
	生活学概論		2	2				
	食文化論	2		2				
	食育概論		2	2				
	食と健康	2		2				
	食育教育論		2	2				
	消費生活論		2		2			
	健康イノベーションを考える		1		1			
	6次産業化論		2		2			
	食生活環境論		2		2			
	栄養とスポーツ		2		2			
	地域連携論		2		2			
	機能性食品素材開発論		2		2			
	産学官連携論		2			2		
	食のフィールド実習					1		

学部及び 学 科 名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別		単 位 数		備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 フードマネジ メント学科	食空間デザイン論	2				2		
	【食物学・栄養学系】							
	調理学	2		2				
	基礎調理学実習	1		1				
	食品化学	2		2				
	栄養学	2		2				
	食品学	2		2				
	応用調理学実習	1		1				
	微生物学	2		2				
	生化学		2	2				
	食品機能学	2			2			
	食品化学実験	1			1			
	食品衛生学	2			2			
	公衆衛生学		2		2			
	ライフステージ別栄養学	2			2			
	洋食開発実習		1		1			
	発酵学	2			2			
	食品機能性評価実験	1			1			
	食品加工学	2			2			
	食品分析学		2		2			
	食品衛生学実験	1			1			
	和食開発実習		1		1			
	食品分析学実験		1			1		
	食品加工・開発実習	1				1		
	【食品流通・サービス系】							
	フードビジネス論	2		2				
	フードマネジメント概論	2		2				
	マーケティングリサーチ論	2		2				
	フードスペシャリスト論	2			2			
	マーケティングリサーチ演習		1		1			
	食料経済学		2		2			
	フードテック戦略		2		2			
	食関連法令概論		2		2			
	ファイナンス基礎		2		2			
	フードコーディネート論	2				2		
	新商品開発論	2				2		
	経営分析論		2			2		
	パン・菓子製造開発実習	1				1		
	食品流通論	2				2		
	飲食店メニュー開発実習	1				1		
	リスクマネジメント論		2			2		
	知財戦略論		2			2		
	簿記・会計論		2				2	
	フードコーディネート実習	1					1	
	【情報デザイン系】							
	Webデザイン		1		1			
	デジタルメディア基礎		1		1			
	Web制作・集客演習		1		1			
	デジタルメディア応用		1		1			
	グラフィックデザイン技法		1			1		
	映像制作技法		1			1		
	【総合実践系】							
	PBL総合実践演習Ⅰ		1			1		
	PBL総合実践演習Ⅱ		1			1		
	インターンシップⅠ		1				1	

学部及び 学 科 名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 フードマネジメ ント学科	インターンシップⅡ		1				1	
	卒業研究	4					4	

〔別 表〕 柴田学園大学管理栄養士養成課程履修規程

第 1 条 管理栄養士国家試験受験資格取得に必要な管理栄養士養成課程を本大学生生活創生学部健康栄養学科に設け定員を 40 名とする。

第 2 条 本課程の修業科目及び単位数並びに履修方法は表 1 の通りとする。

② 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、健康栄養学科を卒業する必要がある。専門教育科目については表 1 にある専門必修科目 82 単位を履修する必要がある。

第 3 条 表 1 にある科目及び単位については、学生が本学に入学する前に別の管理栄養士養成課程において修得した科目の単位を、本学に入学した後の授業科目の単位とみなして 30 単位まで認定することができる。

第 4 条 表 1 にある専門基礎分野および専門分野の実験・実習は 30 時間の実験・実習をもって 1 単位とする。

第 5 条 給食経営管理臨地実習、臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学臨地実習は特に協力を委嘱した病院・医療機関、保健所・保健センターにおいて個別または集団実習を行う。

② 表 1 にある給食経営管理臨地実習、臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学臨地実習の実習施設の種別は次のとおりとする。

・給食経営管理臨地実習及び臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ 病院・医療機関

・公衆栄養学臨地実習 保健所・保健センター

第 6 条 給食経営管理臨地実習、臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学臨地実習を履修すること。

第 7 条 学生は正当な理由なく授業を欠席してはならない。履修科目の評価については学則第 12 条を適用する。

附 則

本規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

表 1

教育内容		単位数		本学開講科目	単位数		履修方法
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	地域健康支援論	2		講義
				社会福祉論	2		講義
				健康衛生学	2		講義
				地域健康支援実習		1	実習
				健康科学実習		1	実習
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14		解剖生理学	2		講義
				病態別生理学	2		講義
				生化学	2		講義
				栄養生化学	2		講義
				栄養生理学	2		講義
				基礎免疫学	2		講義
				微生物学	2		講義
				解剖生理学実験		1	実験
				生化学実験		1	実験

				栄養生化学実験		1	実験
				栄養生理学実験		1	実験
	食べ物と健康	8		食品学	2		講義
				食品健康科学	2		講義
				食品科学	2		講義
				調理学	2		講義
				食品科学実験		1	実験
				食品学実験		1	実験
				基礎調理学実習		1	実習
				調理学実習		1	実習
専門分野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学	2		講義
				基礎栄養学実験		1	実験
	応用栄養学	6		応用栄養学	2		講義
				世代別栄養学	2		講義
				スポーツ・運動栄養学	2		講義
				応用栄養学実習		1	実習
	栄養教育論	6		栄養教育論	2		講義
				食行動論	2		講義
				健康教育論	2		講義
				栄養教育論実習		1	実習
臨床栄養学	8	臨床栄養学	2		講義		
		実践介護食事論	2		講義		
		臨床栄養管理学	2		講義		
		臨床栄養生化学	2		講義		
		臨床栄養学実習		1	実習		
		臨床科学実験		1	実験		
		臨床福祉栄養学実習		1	実習		
公衆栄養学	4	公衆栄養学	2		講義		
		地域健康栄養学	2		講義		
		公衆栄養学実習		1	実習		
給食経営管理論	4	給食経営管理論	2		講義		
		給食経営実践論	2		講義		
		給食経営管理実習		1	実習		
総合演習	2	栄養管理総合演習	1		演習		
		臨地実習総合演習	1		演習		
臨地実習		4	給食経営管理臨地実習		1	実習	
			公衆栄養学臨地実習		1	実習	
			臨床栄養学臨地実習Ⅰ		1	実習	
			臨床栄養学臨地実習Ⅱ		1	実習	
		60	22	小 計	60	22	
		82		合 計	82		

〔別 表〕 柴田学園大学栄養士養成課程履修規程

教育内容		単位数		本学開講科目	単位数		履修方法
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
専門分野	社会生活と健康	4	4	社会福祉論	2		講義
				健康衛生学	2		講義
	人体の構造と機能	8		解剖生理学	2		講義
				生化学	2		講義
				栄養生化学	2		講義
				栄養生理学	2		講義
				解剖生理学実験		1	実験
				生化学実験		1	実験
	食品と衛生	6	微生物学	2		講義	
			食品学	2		講義	
			食品健康科学	2		講義	
			食品科学	2		講義	
			食品科学実験		1	実験	
			食品学実験		1	実験	
	栄養と健康	8	基礎栄養学	2		講義	
			応用栄養学	2		講義	
			世代別栄養学	2		講義	
			臨床栄養学	2		講義	
			基礎栄養学実験		1	実験	
			応用栄養学実習		1	実習	
			臨床栄養学実習		1	実習	
			臨床福祉栄養学実習		1	実習	
	栄養の指導	6	栄養教育論	2		講義	
			健康教育論	2		講義	
			栄養教育論実習		1	実習	
			公衆栄養学	2		講義	
			公衆栄養学実習		1	実習	
	給食の運営	4	調理学	2		講義	
			基礎調理学実習		1	実習	
			調理学実習		1	実習	
			給食経営管理論	2		講義	
			給食経営実践論	2		講義	
			給食経営管理実習		1	実習	
			給食経営管理臨地実習		1	実習	
		36	14	小 計	40	14	
		50		合 計	54		

〔別 表〕 柴田学園大学食品衛生管理者および食品衛生監視員養成課程履修規程

食品衛生法施行規則第 50 条 別表に定める科目		本学開講科目	単位数	修得単位	
A 群 化学関係	有機化学 無機化学	化学 A 化学 B	2 2	4 単位	26 単位
B 群 生物化学関係	生物化学 食品化学 生理学 食品分析学	生化学 生化学実験 食品健康科学 食品機能学 食品科学実験 病態別生理学 栄養生理学 栄養生理学実験 食品学 食品学実験	2 1 2 2 1 2 2 1 2 1	16 単位	
C 群 微生物学関係	微生物学 食品微生物学 食品保存学	微生物学	2	2 単位	
D 群 公衆衛生学関係	公衆衛生学 食品衛生学 環境衛生学 疫学	健康衛生学 食品科学	2 2	4 単位	
E 群 その他関連科目	解剖学 栄養化学 栄養学	解剖生理学 解剖生理学実験 栄養生化学 栄養生化学実験 基礎栄養学 基礎栄養学実験 応用栄養学 世代別栄養学 スポーツ・運動栄養学 応用栄養学実習 臨床栄養学	2 1 2 1 2 1 2 2 2 1 2	18 単位	
A 群から D 群までの科目を各群 1 科目以上、 計 22 単位以上修得し、E 群科目を含めて総計 40 単位以上修得すること。		計		44 単位	

- 第1条 保育士の資格取得に必要な保育士養成課程を本大学生生活創生学部こども発達学科に設ける。
- 第2条 本課程の修業科目及び単位数並びに履修方法は表1・2・3のとおりとする。
2 保育士資格を取得しようとする者は、表1に掲げる選択科目2単位以上と表3に掲げる選択必修科目6単位以上を含めて計68単位以上を履修する必要がある。
- 第3条 表2に掲げる科目及び単位については、学生が本学に入学する前に別の指定保育士養成施設校において修得した科目の単位を、本学に入学した後の授業科目の単位とみなして30単位まで認定することができる。
- 第4条 保育実践演習と子どもの理解と援助、保育内容総論、障害児保育、保育実習指導Ⅰ、子どもの食と栄養、健康の指導法、人間関係の指導法、環境の指導法、言葉の指導法は15時間の演習をもって1単位とする。
- 第5条 体育Ⅱは30時間の実技をもって1単位とする。
- 第6条 保育実習は特に協力を委嘱した保育所及び児童福祉施設において、個別実習又は集団実習を行う。
2 表2・3にある保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱの実習施設の種別は次のとおりとする。
保育実習Ⅰ 保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
保育実習Ⅱ 保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
- 第7条 保育実習Ⅱを履修すること。
2 保育実習及び保育実習Ⅱは30時間の実習をもって1単位とする。
- 第8条 学生は正当な理由なく授業を欠席してはならない。履修科目の評価については学則第12条を適用する。

附 則

本規程は平成20年4月1日より施行する。

附 則

本規程は平成23年4月1日より施行する。

附 則

本規程は平成24年4月1日より施行する。

附 則

本規程は平成31年4月1日より施行する。

附 則

本規程は令和3年4月1日より施行する。

附 則

本規程は令和4年4月1日より施行する。

(表1)

告示による教科目				指定保育士養成施設における教科目の開設状況				
系列	教科目	授業 形態	単位数	左に対応して開設 されている教科目	授業 形態	単 位 数		
						必修	選択	計
教 養 科 目	外国語、体育 以外の科目	不問	6 以上	倫理学	講義		2	2
				国文学	講義		2	2
				日本国憲法	講義		2	2
				法学	講義		2	2
				生命科学	講義		2	2
	外国語	演習	2 以上	英語 A I 英語 A II	演習 演習	1 1		2
	体育	講義	1	体育 I	講義	1		1
		実技	1	体育 II	実技	1		1
合 計		10 単位以上		14 単位（≧10 単位）				

(表2)

告示別表第1による教科目				指定保育士養成施設における教科目の開設状況				
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本 質・目的 に関する 科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		2
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉 I	講義	2		2
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2
	社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2		2
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		2
保育の対 象の理解 に関する 科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2		2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	2		2
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2
保育の内 容・方法 に関する 科目	保育の計画と評価	講義	2	保育の計画と評価	講義	2		2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		2
	保育内容演習	演習	5	健康の指導法	演習	2		2
				人間関係の指導法	演習	2		2
				環境の指導法	演習	2		2
				言葉の指導法	演習	2		2
				表現の指導法 A I	演習	1		1
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもの人間関係	演習	1		1
				子どもの環境	演習	1		1
				子どもの言葉	演習	1		1
				子どもの表現	演習	1		1
	乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	講義	2		2
	乳児保育 II	演習	1	乳児保育 II	演習	1		1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		2
	社会的養護 II	演習	1	社会的養護 II	演習	1		1
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 I A 保育実習 I B	実習	2 2		4
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 I	演習	2		2
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2		2
合計		51 単位		57 単位 (≧51 単位)				

(表 3)

別表第 2 による教科目				指定保育士養成施設における教科目の開設状況				
系列	教科目	授業 形態	単位数	左に対応して開設 されている教科目	授業 形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本 質・目的 に関する 科目	各指定保育士養成 施設において設定		15 単 位 以 上	子ども家庭福祉Ⅱ	講義		2	2
保育の対 象の理解 に関する 科目				教育史	講義		2	2
				教育相談	講義		2	2
保育の内 容・方法 に関する 科目				表現の指導法 BⅠ	演習		1	1
				ピアノ基礎Ⅰ	演習		1	1
				ピアノ基礎Ⅱ	演習		1	1
				声楽Ⅰ	演習		1	1
				声楽Ⅱ	演習		1	1
				ピアノ表現Ⅰ	演習		1	1
				ピアノ表現Ⅱ	演習		1	1
				造形表現 A	演習		1	1
				造形表現 B	演習		1	1
	子どもの運動あそびⅠ	演習		1	1			
	子どもの運動あそびⅡ	演習		1	1			
保育 実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2		2
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1
合 計		18 単位以上		20 単位 （≧18 単位）				

柴田学園大学 科目等履修生規程

- 第1条 本学の開設する授業科目のうち、その一部を選んで履修しようとする者については、学則第44条により、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。
- 第2条 科目等履修を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学2年課程を修了した者、または短期大学を卒業した者もしくは卒業見込の者
 - (3) 高等学校を卒業した者、またはそれと同等以上の学力を有する者で科目等履修生として特に適当と認めた者
 - (4) 高等学校に在籍中で科目等履修生（高大接続科目等履修生）として特に適当と認めた者
 - (5) その他学部が認めた者
- 第3条 科目等履修を志願する者は、所定の願書に検定料並びに左記の書類を添えて願出しなければならない。
- 卒業(修了)証明書・成績(単位修得)証明書・履歴書
健康診断書・戸籍抄本・現職者は所属長の証明書
- ※本規程第2条第1項第4号に該当する者については別に定める。
- 第4条 科目等履修生の出願期日は次の通りとする。
- 前期 3月1日から3月25日まで
後期 9月1日から9月20日まで
- 第5条 科目等履修生の入学は、教授会の議を経て学長が許可する。
- 第6条 科目等履修生は、入学を許可された日から10日以内に、所定の履修手続きをとらなければならない。ただし、時間割の関係で、履修に支障を生じた場合にのみ、履修科目の変更を認めるものとする。
- 第7条 履修の期間は1年以内とする。
- ただし、履修を継続する必要があるときは、許可を得てさらに1年以内、期間を延長することができる。
- 第8条 科目等履修生の検定料、入学および履修料は次の通りとする。
- *検定料 金 12,000 円
*入学料 金 18,000 円
*履修料 一単位につき、金 12,000 円
- ※本規程第2条第1項第4号に該当する者については別に定める。
- 第9条 既納の検定料、入学料、履修料はこれを返還しない。
- 第10条 実験・実習に要する経費は、科目等履修生の負担とすることがある。
- 第11条 履修した授業科目について、試験に合格した者には所定の単位を与える。
- 第12条 単位修得証明書発行の手数料は金 1,000 円とする。
- 第13条 科目等履修生は、正規の学生と同じく学則を守らなければならない。

附 則

本規程は平成6年4月1日から施行する。

附 則

本規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

本規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規程は令和3年9月1日から施行する。

柴田学園大学 高大接続科目等履修生取扱基準

この基準は、柴田学園大学 学則第 10 条第 2 項および柴田学園大学 科目等履修生規程第 2 条第 1 項第 4 号に基づき、柴田学園大学（以下本学という。）に入学する前に大学で修得した科目の単位認定取扱に関する事項を定める。

1. 目的

本学は、高大接続科目等履修生（以下履修生という。）の申請に基づき、入学する前に大学で修得した科目を単位認定することができる。

2. 認定方法

履修生が認定を希望する科目の認定方法は、学務委員会で審査の上、教授会の議を経て学長が決定する。

3. 成績評価

認定する科目の成績評価は、柴田学園大学 学則第 12 条および柴田学園大学 履修内規第 16 条に基づき、評価をする。

4. 手続申請書類

履修生として志願する者は、所定の書類を添えて願い出なければならない。

①高大接続科目等履修生願（本学所定のもの）

②高等学校に在籍していることがわかる証明書（在籍証明書 など）

③健康診断書

5. 検定料・入学料および履修料

履修生として志願する者は、検定料・入学料および履修料をすべて免除とする。

6. 施行年月日

この基準は、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。

柴田学園大学 履修規程

第1条 本学学則に定める授業科目、履修方法および履修科目の評価に基づき本規程をつくる。

第2条 授業科目、その単位数、その配当学年等は、学則別表に基づいて作成された開講科目表に示してある。

第3条 卒業の認定をうけるためには、少なくとも次の表に定められた単位を修得しなければならない。

科目の区分	単 位 数
	全学科
教 養 科 目	20 単位
外 国 語 科 目	6 単位
保 健 体 育 科 目	2 単位
専 門 教 育 科 目	96 単位
計（卒業単位）	124 単位

第4条 教養科目、外国語科目および保健体育科目は、開講科目表によって履修し、少なくとも次の表に定められた単位を修得しなければならない。

教 養 科 目	人文・社会、自然分野および基礎技術分野から 計 20 単位
外 国 語 科 目	英語 4 単位を含む 6 単位
保健体育科目	2 単位

第5条 専門教育科目は、開講科目表によって履修し、必修を含めて少なくとも 96 単位を修得しなければならない。

- 2 卒業研究を行い、その成果を卒業論文として提出し、論文審査に合格しなければならない。卒業論文は専門教育科目として評価される。
- 3 卒業研究指導教員が必要と認めた場合には、専門教育科目の選択科目のうち、5 科目以内の指定された科目を選択必修科目として履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第6条 教育職員免許状の取得を希望する場合、健康栄養学科の学生とこども発達学科の学生は、それぞれ別に定められた履修方法（別紙開講科目表参照）によって、教科科目および教職科目の所定の単位を修得しなければならない。

第7条 管理栄養士国家試験受験資格を取得する場合は、柴田学園大学管理栄養士養成課程履修規程を参照の上履修し、所定の単位を修得しなければならない。修得した単位は専門教育科目の卒業単位および教育職員免許状取得のための教科科目の単位として兼用できる。

第8条 教育職員免許状、管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、食品衛生管理者および食品衛生監視員、保育士の取得を希望する学生は、一定期間、協力学校または協力病院および協力施設において教育実習、臨地実習および保育実習をしなければならない。

- 2 教育実習、臨地実習および保育実習は、教授会の議を経て、履修資格の認定を受けた学生でなければならない。

第 9 条 第 4 年次学年末の判定会議までに第 3 条に規定する単位を修得できなかった学生は卒業を保留され、免許状および資格等に必要な科目の単位を修得していても、その申請を行うことができない。

第 10 条 学則第 12 条によって、すべての授業科目はその履修終了時において学習の評価を行う。なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づいて、合理的配慮の必要な学生については、別に定める。

第 11 条 授業に欠席する場合は、欠課届を提出しなければならない。

柴田学園大学 履修内規

- 第 1 条 (履修科目) 学生は履修規程第 4 条から第 7 条までの各項にしたがい、それぞれの所属学科について規定された開講科目表によって履修するものとする。
- 第 2 条 (履修の手続きと履修登録の上限 (CAP 制)) 学生は授業科目の開講学期の初めの指定期日までに、履修登録票を学務課に提出して承認を受けなければならない。ただし願い出により、履修開始の学期変更を認めることがある。
- 2 学年の途中から開講する授業科目については、前項の手続きに準ずるものとする。
- 3 指定期間以後の履修科目の追加または変更は、特別の場合を除き認められない。
- 4 健康栄養学科の学生は、半期で履修できる単位数の上限を 28 単位とする。
2 年次以降の学生を対象に履修した全教科の累積 GPA に基準を設け、その基準点以上の者および編入学学生は CAP 制の上限を超えて履修することができる。なお、この基準点は管理栄養士課程委員会や教職課程委員会等の実習認定要件を参考に別に定める。
- ※CAP 制の対象外科目
給食経営管理臨地実習、臨床栄養学臨地実習 I・II、公衆栄養学臨地実習、卒業研究、再履修科目、長期休業中(夏季・冬季休暇)に実施される集中講義等、教育職員免許状に関する科目(ただし学科の専門教育科目を除く)、他学科科目
- 5 こども発達学科の学生は、半期で履修できる単位数の上限を 28 単位とする。
2 年次以降の学生で、履修した全教科の累積 GPA が 3.0 以上の者および編入学・転学科学生は、CAP 制の上限を超えて履修することができる。
- ※CAP 制の対象外科目
教育実習(小)・(幼)、事前事後指導(小)・(幼)、学校教育体験実習 I・II、保育実習 IA・IB・II、教職実践演習(幼・小)、卒業研究 I～IV、再履修科目、長期休業中(夏季・冬季休暇)に実施される集中講義等、他学科科目
- 6 フードマネジメント学科の学生は、1 年間で履修できる単位数の上限を 50 単位とする。
- 第 3 条 (重複履修・再履修) 同一時間に行われる 2 科目以上の授業については、重複して履修手続きをすることができない。
- 2 同一授業科目を 2 回履修しても、重複した単位は与えない。
- 3 前条第 1 項の手続きを経なければ、授業に出席してもその科目の受験はできない。
- 4 不合格となった授業科目について、異なる学年または学期に再び受験するためには、改めて履修手続きをとり、かつ実際にその授業に出席しなければならない。
- 第 4 条 (教養科目および外国語科目の追加履修) 学生は履修規程第 4 条による教養科目および外国語科目の単位を履修した後さらに追加して履修することができる。ただし、それによる修得単位数は卒業単位に算入されない。
- 第 5 条 (上級年次配当科目の履修) 編入学生並びに教職課程、保育士課程、栄養士課程を履修しない学生は、許可を得た場合に限り、上級年次配当の科目を履修することができる。
- 第 6 条 (他学科の科目の履修) 学生は許可のあった場合に限り、所属していない学科について定められた専門教育科目の開講科目表によって履修することができる。ただし、それによる修得単位は卒業単位に算入されない。
- 第 7 条 (卒業論文) 学生は第 3 年次の初めに卒業研究の指導教員を定め、卒業研究の準備にとりかからなければならない。

- 2 第4年次の7月上旬までに卒業論文の題目を届け出て、指定期日までに論文を提出しなければならない。
- 3 教授会によって翌年度の9月末の卒業予定を認められているものは、前項の期日関係をそれぞれ6ヶ月間延期できる。
- 第8条 (欠課届・欠席届・公欠届) 学生は病気その他やむを得ない事由により授業に欠席する場合は、履修規程第11条により欠課届を提出しなければならない。
- 2 病気欠席が1週間以上にわたる場合は、欠席届に医師の診断書を添付するものとする。
- 3 忌引の場合については、次の日数以内で公欠届を提出するものとする。なお、忌引の日数は、死亡日もしくは葬儀の日を含む次のとおりとする。
- | | | | |
|------------|---------|--------|--------|
| 配偶者 | 連続 10 日 | 父母および子 | 連続 7 日 |
| 祖父母および兄弟姉妹 | 連続 3 日 | 伯叔父母 | 1 日 |
- 第9条 (納付金の滞納) 授業料その他の納付金を納付しないものは、所定の試験を受けることができない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、試験日の3日前までに、保証人連署のうえ学長宛に願い出て許可を得れば受験できる。
- 第10条 (追試験・再試験の願い出) 学則第12条により追試験または再試験を受けようとする学生は、それぞれ所定の願書を学長に提出しなければならない。
- 2 再試験を受けるものは、1科目につき再試験料 1000 円を会計に納入しなければならない。
- 3 追試験の再試験は行わない。
- 第11条 (追試験・再試験の期日) 前期の追試験または再試験は、前期試験終了後適当な日時に、後期の追試験または再試験は、後期試験終了後の翌日から4月5日までの期間に行う。
- 第12条 (追試験・再試験の欠席) 正当な理由なく追試験または再試験に欠席した場合は、再出願を認めない。
- 第13条 (試験時の不正行為) 定期試験、追試験、再試験を問わず、試験に際し不正行為のあった学生は、その答案を没収無効とされ、その試験期間の以後の試験を受けることができない。
- 2 不正行為のあった学生は、学則第58条による処分を受けることがある。
- 第14条 (処分を受けたものの受験) 学則第12条第1項第3号によって、受験停止の処分を受けたものが、当該科目の単位を修得したいと希望する場合は、改めて聴講し、所定に従って試験を受けなければならない。
- 2 本内規第13条第1項による処分を受けたものが、当該科目および受験停止となった科目の単位修得を希望する場合は、前項に従うことを原則とする。しかし、願い出て許可を得た場合に限り、再試験扱いによって受験することができる。
- 第15条 削除 (令和5年4月1日)
- 第16条 (単位の認定および成績の発表) 学則第12条により履修科目の評価に合格した学生には所定の単位を認定する。
- 2 成績は各学期ごとに次の評語を用いて発表する。秀 (100~90)、優 (89~80)、良 (79~70)、可 (69~60)、不可 (59以下)。秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 再試験の評価は可否を区別するにとどめる。
- 4 留学等の対応として、GPA 表記が必要になる場合、下記の表に定めた百点満点評価と GP の関係を基に、GPA を算出する。

評価	GP	百点満点の評価
秀	4	90-100
優	3	80-89
良	2	70-79
可	1	60-69
不可	0	0-59

ただし、GPA の定義式を

$$\text{GPA} = \frac{(1 \text{ 科目の単位数} \times \text{GP}) \text{ の総和}}{\text{履修科目の総単位数}}$$

と定める。

学生通則

第1章 総則

- 第1条 本学は学術技芸を教授研究し、その実際的な応用能力を伸長するとともに、学生の人格完成に努め、社会の有為な形成者となるべき人物を育成することを目的としており、教職員と学生との親睦を密にして学園団らんの雰囲気の中に生活福利と就学目標達成を図ることに努力する。

第2章 入学

- 第2条 入学を許可された者は、本学学生としての本分を全うする旨の在学誓書を、正保証人連署の上提出しなければならない。

第3章 保証人

- 第3条 正保証人は、本学の教育方針に協力し、保証する学生の宣誓履行に関し一切の責任を分担するものとする。
- 第4条 保証人は、父母またはこれに準ずる者をもってあてるとする。
- 第5条 保証人を変更した場合、または保証人の住所あるいは身上に著しい変更があった場合は、速かに届け出なければならない。

第4章 学生証

- 第6条 学生は入学と同時に学生証の交付を受けて常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 第7条 学生証は、毎学年度の始めに学生課を経て学長に提出し、査証を受けなければならない。
- 第8条 学生証を汚損または紛失したときは、ただちに届け出て、再交付を受けなければならない。
- 2 再交付の場合は、その再交付の年月日を記載するものとする。
- 第9条 学生証は、卒業・退学・除籍など、学籍をはなれたとき、または汚損して再交付を受けたときは、ただちに返付しなければならない。

第5章 宿所

- 第10条 学生は、入学後ただちに、宿所を届け出なければならない。
- 2 宿所を変更したときは、速やかに前項の手続きをとるものとする。

第6章 身上事項

- 第 11 条 学生は、入学の際、身上事項について、所定の用紙（学生個人記録票）に記入の上、学生課に届け出なければならない。
- 2 届出事項に変更のあった場合は、速やかに前項の手続きをとるものとする。
- 3 戸籍の記載事項に変更のあった場合は、速やかに戸籍抄本を学務課に提出しなければならない。

第 7 章 服装

- 第 12 条 学生は、入学式や卒業式などの式典・行事・ガイダンス・学外実習等ではスーツを着用するものとし、下記の基準を参考にする。
- (1) 黒系または紺のテーラードスーツ。
- (2) スカートの場合は、タイトまたはセミタイトでひざ丈とし、ストッキングはベージュ系のものとする。
- (3) ブラウス・ワイシャツは白無地の襟付きとし、ネクタイはシンプルなものとする。
- (4) 靴は黒とする。
- (5) バッジは上着の襟につける。
- 2 日常の服装は華美にならないようにする。なお、染毛による茶髪は禁止する。

第 8 章 健康診断

- 第 13 条 学生は、学校保健安全法により毎学年本学施行の健康診断を受けなければならない。
- 2 学校感染症にかかった場合は、学務課に届け出るものとする。

第 9 章 団体

- 第 14 条 学生が、学内において団体を組織しようとするときは、団体設立願を学生課を経て学長に提出し、その許可を得なければならない。
- 2 既設の団体が存続を希望するときは、毎年 5 月末日までに、団体継続届を学生課に提出するものとする。
- 3 前項の期日までに届け出ないときは、その団体を解消したものとみなす。
- 第 15 条 団体を設立したときは 2 週間以内に団体名簿を作成し学生課に届け出なければならない。
- 2 団体を継続するときは、団体名簿を団体継続届と同時に届け出るものとする。
- 3 団体名簿に変更が生じたときは、ただちに学生課に届け出るものとする。
- 第 16 条 団体は、毎学期の初めに、活動内容を記載した計画書を学生課に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 前項の計画書の記載事項を変更するときは、その都度、学生課の承認を受けるものとする。
- 第 17 条 学内団体が、学外団体に加入しようとするときは、学生課を経て学長の許可を得なければならない。
- 2 学生または学内団体が、学外者とともに、あらたに団体を組織しようとするときは、前項の手続きをとらなければならない。
- 第 18 条 学生または学内団体が、学外において、本学名を使用して団体的な活動をしようとする

- きは、おそくとも 2 週間前までに、学生課を経て、学長の許可を得なければならない。
- 2 許可を得た学外活動が終了したときは、速やかに学外活動報告書を学生課に提出しなければならない。

第 10 章 集会

- 第 19 条 学生または学内団体が、学内において集会しようとするときは、責任者は、その期日の 3 日前までに、集会願を学生課に提出し、その許可を得なければならない。
- 2 第 16 条に定める計画書によって承認を受けているものについては、原則として、その計画書をもって集会願にかえるものとする。
- 3 集会の責任者は、集会終了後、その状況を学生課に報告するものとする。ただし、学友会の通常の活動については、顧問教職員に連絡、報告するものとする。
- 第 20 条 学生または学内団体が、学外から団体または講演者等を招へいしようとするときは、その期日の 2 週間前までに、学生課を経て学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 2 学生または学内団体が、学内で開催される講演会・発表会等に際して、その聴者に学外者を含めようとするときも、前項に準ずるものとする。
- 第 21 条 学生または学内団体が、集会等のために、本学の建物・施設を使用しようとするときは、責任者は 2 週間前までに、施設使用願を関係責任教職員に提出して、その許可を得なければならない。
- 第 22 条 学生または学内団体が、集会等のために、本学の物件を使用するときは、使用の 1 週間前までに、物品借用願を関係責任教職員に提出して、その許可を得るものとする。
- 第 23 条 集会が、本学内の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、禁止または解散を命ずることができる。

第 11 章 掲示

- 第 24 条 学生が学内外においてビラ・ポスター等を掲示または配布しようとするときは、予め学生課の認印を得なければならない。
- 第 25 条 本学の掲示場は大学掲示場とする。大学の掲示場は大学の公示のために、また学生掲示場は学生団体のために使用する。
- 2 学生の掲示は原則として A3 版以内の大きさとする。
- 3 本学の定める掲示場の掲示のほかに、学内外における講習会等の集会通知およびその他のため、立看板による掲示をすることができる。その掲示にあたっては、その責任者を明記し、掲示場所と掲示期間の指示を受けるものとする。
- 4 掲示期間は、1 週間以内を原則とする。期間終了後は、遅滞なく責任者が取り除かなければならない。
- 5 この掲示規定に反する掲示および認印のない無届の掲示は、大学側において撤去する。

第 12 章 刊行物その他

- 第 26 条 学生が、学内外において、印刷物刊行・諸調査（アンケートなど）・署名運動・投票・デ

モンストレーション・寄付募集・物品販売・拡声器の使用等の行為をするときは、予め学生課の許可を得るものとする。なお、研究に関する印刷物刊行・諸調査（アンケートなど）の行為をするときは、柴田学園大学研究倫理委員会の規程に従う。（柴田学園大学研究倫理規程第6条）

- 2 発行物・刊行物は発行の都度3部を学生課に提出するものとする。

第13章 補則

第27条 学生の届け出許可事項について、その趣旨に反すると認められる場合には、これを取消すことがある。

第28条 科目等履修生等については、別に定めないかぎり本学生通則を準用する。

第29条 学寮内の行為については、別に定めないかぎり本学生通則を準用するものとする。

- 2 寮単位に実施する行事はすべて事務局に届け出るものとする。

第30条 本則施行に際しては必要あるときは、学生生活要項、その他必要な規則を別に定める。

附則

本則は昭和44年4月1日から施行する。

附則

本則は昭和50年4月1日から施行する。

附則

本則は平成22年4月1日から施行する。

附則

本則は平成29年4月1日から施行する。

附則

本則は平成30年4月1日から施行する。

附則

本則は平成31年4月1日から施行する。

附則

本則は令和2年4月1日から施行する。

附則

本則は令和3年4月1日から施行する。

体育館使用心得

1. 本学学生が体育館およびその備品を使用する場合は、所定の手続きをとらなければならない。
2. 体育館の使用時間は正課中または特別の場合を除き次の通りとする。
 - ・ 平日午前 8 時より午後 8 時まで。※土、休日の使用については要相談とする。
3. 体育館の使用に当っては次の各事項（以下遵守事項と称する）にたがわないよう努めなければならない。
 - (1) 許可された目的及び時間以外には使用しないこと。
 - (2) 許可されていない施設、備品は無断で使用しないこと。
 - (3) 許可なくして火気の使用、喫煙はしないこと。
 - (4) 許可された場所以外でのはり紙、掲示等はしないこと。
 - (5) 施設・器具等は適正に取り扱い、傷つけそこなうことのないよう留意すること。（破損した場合は、必ず申し出ること。）
 - (6) 床面を傷つける用具は絶対に使用しない。また、運動靴も傷をつけない物を使用すること。
 - (7) 外ばき、土足のままで立ち入らないこと。
 - (8) 貴重品については紛失のおそれのないよう十分に留意すること。
 - (9) 使用後の清掃、火気、消灯および戸締り等の点検は使用者において責任をもって行うこと。
 - (10) 更衣室ロッカーには、私物を置かないこと。見つけしだい撤去する。
 - (11) 用具使用後は消毒し、きちんと揃えて元にもどすこと。
 - (12) 体育館入館前・後は、必ず手、シューズを消毒すること。
 - (13) 暖房については、必ず指導教官および教職員の許可を得て行うこと。
 - (14) 更衣室での飲食は禁止とし、シャワー使用を禁ずる。
 - (15) その他担当者の指示に従うこと。
4. 遵守事項に違反した場合、その事情によっては使用許可を取り消すことがある。
5. 施設、器具等を滅失、破損又は汚損した時は、原形回復に必要な経費を弁償させることがある。

柴田学園大学附属図書館規則

第1条 本学に附属図書館を置き、本学所属の図書・教育研究資料を管理する。

第2条 図書館の企画・運営に関する重要事項を協議するため、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会規則は別に定める。

第3条 本館に閲覧室を設け、本学教職員及び学生の閲覧に供する。貸出しは図書館利用カードによって行う。

第4条 本学教職員・学生以外の者にも願い出により、図書の閲覧を許可することがある。

第5条 本館は下記の日を除き毎日開館する。

(1) 日曜日・国民の祝日・年末年始（12月25日～1月3日）

(2) 本学創立記念日（5月14日）

(3) 春季・夏季・冬季休業日中の若干日数

ただし、必要に応じて臨時に開館又は休館することがある。

この場合の日時等は図書館に掲示する。

第6条 貴重図書・辞書及び本図書館で必要と認めた図書類は館外貸出しをしないが、例外として許可する場合もある。

第7条 館外貸出しは14日以内とし、冊数は3冊に加えてCD・カセット1点、ビデオ・DVD1点までとする。

ただし、卒業論文作成のため（3・4年生のみ）の貸出しは別に定める。

春季・夏季・冬季休業中は長期貸出しを行うことがある。この場合の貸出冊数は1回に5冊までとする。

2 教職員の館外貸出しについては別に定める。

第8条 貸出した図書は期日までに返納し、引続き借り受けるときは、返納し改めて手続きをとるものとする。

2 卒業及び修了年次の最終返却日は卒業論文発表後（2日以内）とする。

第9条 館外貸出し図書は貸出し許可期間中であっても、点検整理その他必要に応じて臨時に返納させることがある。

第10条 閲覧の図書は、館外に持ち出してはならない。貸出した図書は他に転貸してはならない。

第11条 図書並びに図書館利用カードを紛失したときは、ただちに係員に届けなければならない。

第12条 閲覧又は貸出し中の図書を紛失・破損又は汚損したときは、同一図書を代償させる。

ただし、時宜によって時価代金で弁償させ、或いは修理費を負担させることがある。

第13条 本規則に違反したときは、以後閲覧又は貸出しを停止することがある。

附 則

本則は昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本則は昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本則は平成23年4月1日から施行する。

附則

本則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

学生の図書館利用に関する注意

1. 閲覧室においては静粛にすること、他人の妨害となる行為をしてはならない。
所持品は各人で責任を持って管理し、貴重品は常時携帯すること。
2. 館内の図書・雑誌・新聞等は、無断で館外に持出してはならない。利用した図書等は必ず元の位置に返すこと。
3. 館外貸出しの場合には、図書館利用カードを使って図書を借用すること。本人以外は使用してはいけない。
返却の際には、図書・雑誌をサービスデスクに返すこと。
開館時間外は返却ボックスへ返すこと。
4. 図書館利用カードは入学と同時に発行する。図書館利用カードを紛失又は汚損した場合には、ただちに図書館に届け、再交付を受けるものとする。
5. 学籍を離れたときは、ただちに図書館利用カードを図書館に返却するものとする。